

資料

清水町議会

厚生文教常任委員会所管事務調査

「ごみ処理の広域化について」

平成30年11月9日

町民生活課提出

1年後の平成31年4月から

ごみ処理方法が

変わります

平成30年度末で受入が終了する本町の最終処分場。

1年後の平成31年4月から十勝圏複合事務組合のごみの共同処理に加入し、可燃ごみと不燃（大型）ごみを現在の清掃センターから帯広市にあるくりりんセンターで、複数の市町村が共同して処理を行う広域処理に変わります。

今月の特集では、本町が抱えるごみ処理施設の問題や広域処理を選択した経緯、また、それに伴う変更点などをお知らせします。

■問い合わせ先 町民生活課生活環境係

☎0156 (62) 1151

ごみの広域処理を選択した経緯

■老朽化したごみ処理施設

現在の旭山地区にある清掃センターは、平成3年に約7億6千万円で建設され27年が経過しました。平成5年にリサイクルセンターの建設、平成13年に約5億9千万円をかけてダイオキシン対策の施設を整備し今日に至ります。しかし、施設の老朽化でさまざまな箇所が劣化が生じ、その修繕費用は平均して毎年約2千万円かかっています。

また、焼却灰と不燃ごみを埋め立て処分する最終処分場は、あと1年でその受入れが終了する見込みです。そのため新たな埋め立て処分場の建設が必要ですが、その建設には5〜6年の期間を要し、約5億円の費用がかかります。

併せて、既存の焼却施設の維持管理費も多大となる見込みです。

■財政面やごみ処理の効率化から広域処理を選択

現代社会では、環境への負荷の少ない資源循環型社会の実現を目指し、ごみ処理を各市町村単位ではなく、広い地域が共同で行う取組みが求められています。

町では老朽化した施設の維持管理費の増加と、新たな最終処分場建設の必要性から、これまで通り単独で処理するか否かの検討を進めてきました。

ごみ処理方法やその経費といった財政面など様々な角度から照らし合わせ、町単独ではなく広域処理を選択しました。



■あと1年で受入が終了する最終処分場

広域処理って

どういったことか？

ごみの焼却で発生するダイオキシン類の対策や、エネルギーの有効活用、また建設費や維持管理費のコスト縮減などを目的に、広く複数の自治体が共同でごみ焼却施設と埋め立て施設を整備し、活用していくことを広域処理といいます。

■十勝でも既に広域処理が進められています

複合事務組合では、平成8年9月から6市町村でくりりんセンターを竣工し、現在は9市町村(帯広市・音更町・芽室町・中札内村・更別村・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町)で、ごみの広域処理を行っています。

本町と同じく平成31年度には陸別町、足寄町、本別町が加わり、十勝管内の他の町においても、ごみの広域処理を検討しています。

広域化の効果！

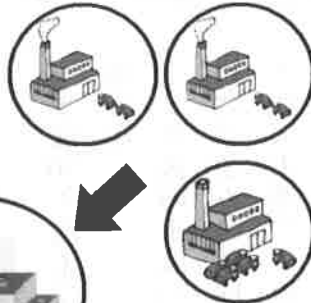
- ・ 高度な排ガス処理が可能！
- ・ ごみ発電によりエネルギー回収に寄与
- ・ 建設費や維持管理費の大幅削減！



広域処理



単独処理



リサイクルの推進

- 資源ごみが一定量を確保できるため更なるリサイクルの推進が図れる。
- 広域処理施設に搬入すると、高効率なごみ発電が可能で、エネルギーの有効利用や地球温暖化防止に貢献できる。



ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの分別方法の統一など、各市町村が共同でごみ処理をすると、効率よく資源回収ができ、焼却されるごみの減少につながる。



広域処理の必要性とメリット

ダイオキシン類の削減

- 広域で処理されているごみ焼却施設では、全連続炉で安定した焼却を行う設備が確保されている。そのため高度な排ガス処理も可能となり、ダイオキシン類の削減と有害物質の低減が図られる。

ごみ処理事業費の縮減

- 複数の市町村で施設を整備すると、高度なごみ処理施設の建設費、維持管理費や運営経費が大幅に削減できる。





※H29年12月現在の概算額
1千900万円

●年間分担金

9千900万円

●加入時負担金

加入時負担金は、既に共同処理を行っている自治体と同様に、くりりんセンター施設整備費等を、新規加入自治体が施設の使用予定年数に応じて負担するものです。

■新たに負担金が発生

ごみの広域処理への加入に伴い、加入時負担金と各年のごみ処理量にじた年間分担金が発生します。

広域処理で変わる経費の比較

□広域化により新たにかかる経費の一覧 (試算)

項目	金額	説明
十勝圏複合事務組合	9,900万円	加入時負担金
	1,900万円	年間分担金
清掃センターに係る経費	1,500万円	中継方式経費 (コンテナ・搬送車購入) ※中継方式の説明は、5ページ「事業者の方へ」を参照
収集委託経費	1,200万円	収集車両1台 (ステーションごみの増による収集増に対応するため)

2千万円以上の経費削減が見込まれます。

これにより年平均で

減も実現されます。

委託体制の見直しや既存施設の維持管理費の大幅な削減も実現されます。

会形成推進交付金に加え、

に対する国からの循環型社

や、リサイクル施設の整備

に對する国からの循環型社

会形成推進交付金に加え、

まれます。

一方、廃棄物の広域処理

の転用経費等が新たに見込

まれます。

くりりんセンターまでの

運搬時間と距離の増加によ

り新たな収集車両を確保し

なければなりません。また、

既存の焼却・破砕設備の施

設解体、リサイクル施設へ

の転用経費等が新たに見込

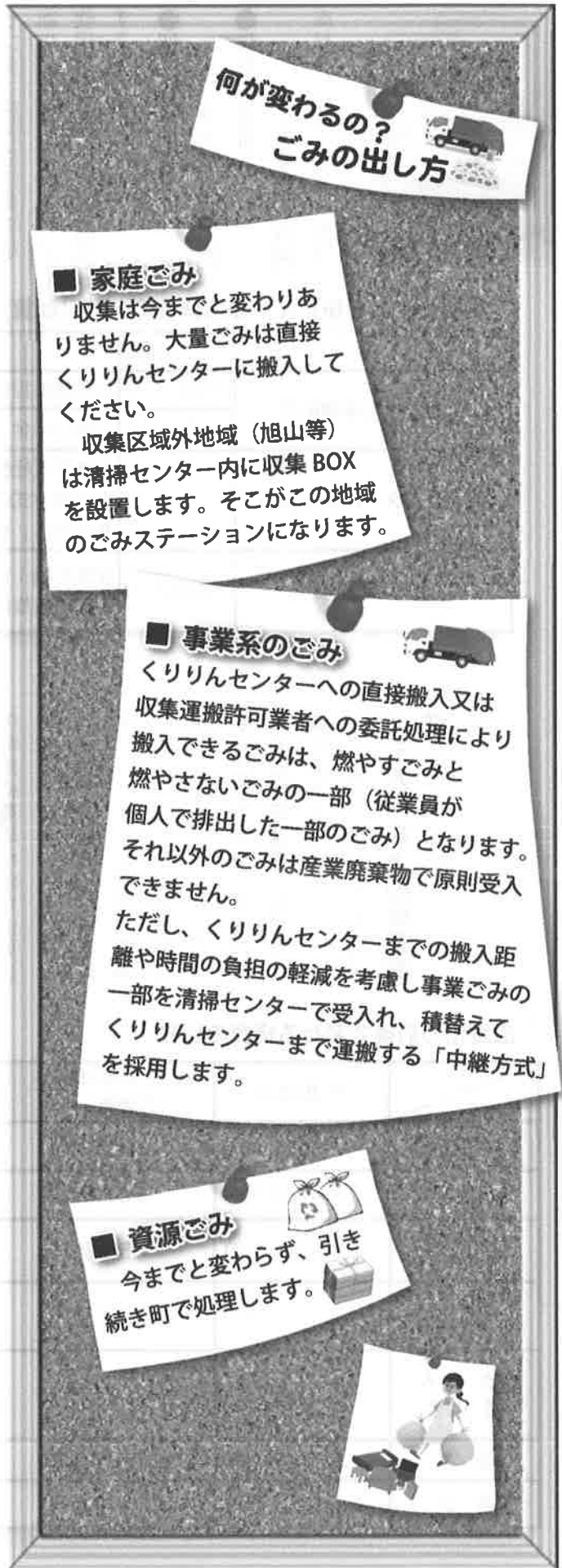
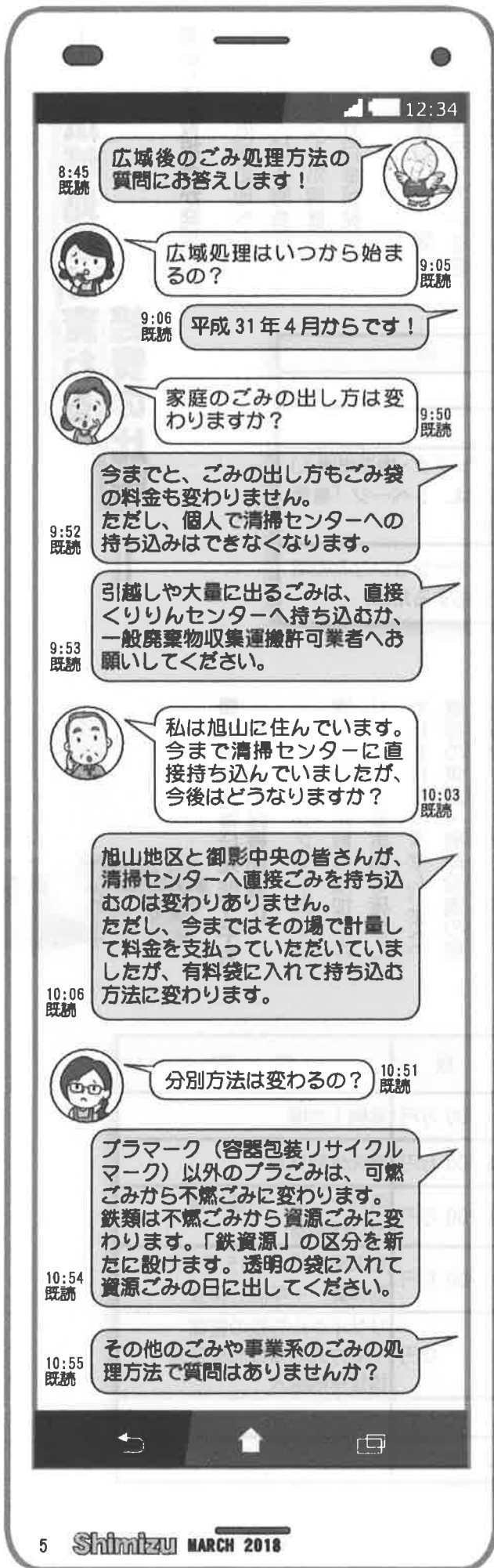
まれます。



■広域処理後は年間2千万円以上の経費削減に

□広域化の前後で変わる経費の比較

	H 28 年度	H 31 年度以降 (広域後)	比較	説明
収集委託費	4,100万円	5,300万円	1,200万円	車両1台増
管理委託費	4,300万円	3,600万円	▲700万円	委託体制見直し
施設維持管理経費	6,300万円	500万円	▲5,700万円	清掃センターの維持費及び修繕費
負担金分担金	0円	2,700万円	2,700万円	加入時負担金 (15年間の分割試算) + 年間分担金
起債 (借入) 償還金	2,000万円	2,000万円	0円	リサイクル施設の整備 中継方式の積替施設整備 積替車両購入
歳入	▲3,100万円	▲2,700万円	400万円	
合計	1億3,600万円	1億1,400万円	▲2,100万円	



■受入手数料を検討中です

中継方式を利用される場合は、くりりんセンターへの直接搬入料金（10kgあたり170円）に中継手数料が加算されます。

現在事業系のごみは可燃ごみ、不燃ごみ及び資源ごみ共に10kgあたり120円ですから、手数料の増加が見込まれます。

■中継方式で受入れできないごみ

衛生面で「臭気の発生や腐敗性のごみ」、「液体の廃棄物」、清掃センターの保管スペースの制約で大量排出者のごみは中継方式での受入はできませんが、これらのごみの一部には、くりりん


中継方式に変わった場合、清掃センターに持ち込める量は一時保管場所やくりりんセンターまでの運搬コストの都合により、受入対象物を定め受入れる量も現在の5割以下にします。

しかし、広域処理後の資源化率向上に伴い見込まれる町の資源収入の増を考慮して、事業系資源ごみの手数料見直しを含め、事業者の負担軽減のために中継手数料を検討しています。

今後決まり次第皆さんにお知らせしていきます。

これまでの経過と今後の対応について更に詳しく、そしてわかりやすくご説明します。

説明会を開催します

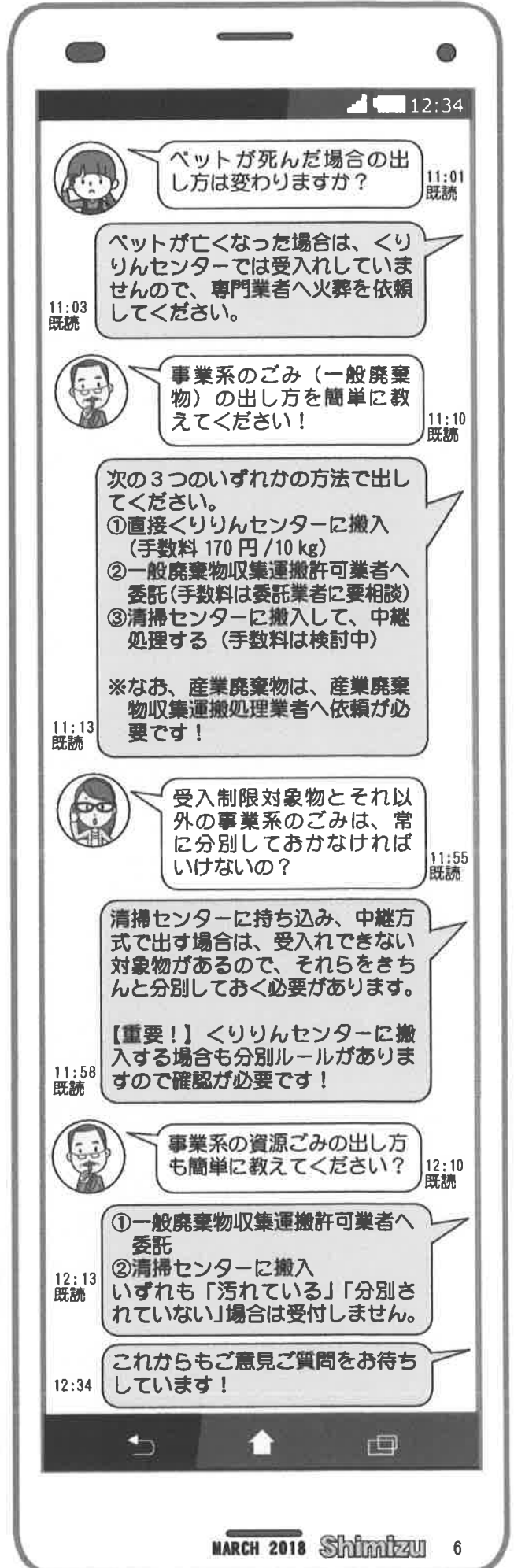


3月26日(月) 御影公民館
3月28日(水) 役場地下 大会議室

町民説明会18時
事業者説明会19時

皆さんの参加をお待ちしています。

んセンターで受入できるものもあります。(詳しくは町民生活課生活環境係にお問い合わせください。)



12:34

11:01 既読
ベットが死んだ場合の出し方は変わりますか？

11:03 既読
ベットが亡くなった場合は、くりりんセンターでは受入れていませんので、専門業者へ火葬を依頼してください。

11:10 既読
事業系のごみ（一般廃棄物）の出し方を簡単に教えてください！

11:13 既読
次の3つのいずれかの方法で出してください。
①直接くりりんセンターに搬入（手数料 170円 / 10kg）
②一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託（手数料は委託業者に要相談）
③清掃センターに搬入して、中継処理する（手数料は検討中）
※なお、産業廃棄物は、産業廃棄物収集運搬処理業者へ依頼が必要です！

11:55 既読
受入制限対象物とそれ以外の事業系のごみは、常に分別しておかなければいけないの？

11:58 既読
清掃センターに持ち込み、中継方式で出す場合は、受入れできない対象物があるので、それらをきちんと分別しておく必要があります。
【重要！】くりりんセンターに搬入する場合も分別ルールがありますので確認が必要です！

12:10 既読
事業系の資源ごみの出し方も簡単に教えてください！

12:13 既読
①一般廃棄物収集運搬許可業者へ委託
②清掃センターに搬入
いずれも「汚れている」「分別されていない」場合は受付しません。

12:34
これからもご意見ご質問をお待ちしています！

環境負荷の少ない、人と地球にやさしいまちづくりを、皆さんでこれからも進めていきましょう。

人と環境にやさしいまちに
広域処理に伴いゴミの搬送距離が長くなり、搬送経路の増大や自動車排気ガスの影響などデメリットも当然あります。
しかしこれらの十分な対策と、メリットを最大限に活かして次世代に良好な環境を残せる最善の努力を進めてまいります。

もうご存知ですか？

平成31年4月1日(来年度)から

ごみの出し方が変わります

平成31年4月1日からの「可燃ごみ」・「不燃ごみ」・「大型ごみ」は、十勝圏複合事務組合の「くりりんセンター」で広域処理します。「資源ごみ」は、町が継続してリサイクル処理します。ごみの出し方は、「くりりんセンター」のルールに合わせる必要があるため、ごみの分別方法が変わったり、直接清掃センターに持ち込めなくなったり、くりりんセンターでは受け入れができなくなるごみがあります。ごみの出し方の変わるポイントを、家庭ごみの場合と事業系のごみの場合に分けてご説明します。

■問い合わせ先 町民生活課生活環境係 ☎ 0156-62-1151

くりりんセンターへの視察研修会を開催します！
●日時 10月29日(月) 9時～正午頃
●詳しくは、お知らせ版10月号の7ページに掲載しています。ご確認の上、ぜひご参加ください。

ふれあいトーク(出前講座)でご説明します！
町内会等の単位や、サークルなどの会合に担当職員が出向いてご説明する出前講座。ぜひご活用ください。
問 企画課広報広聴係 ☎ 0156-62-2114

資料 2

事業系ごみ



中継方式が、**可**か**不可**で

ごみの出し方が変わります。

※中継方式とは？
清掃センターへの年間搬入量が「10 t以下」の事業者のごみの一部(一般廃棄物)を一旦清掃センターで受入れてから、くりりんセンターへ搬入する方式。

燃やすごみ(書類、紙くず、汚れたダンボールなど)
燃やさないごみ(木、木製大型ごみなど)

中継方式	可	清掃センターへ (自分でいけない場合は、収集運搬業者に依頼する)
中継方式	不可	くりりんセンターへ (自分でいけない場合は、収集運搬業者に依頼する)

ペットボトル
びん
缶

洗淨の有無で、処理方法が変わります。

中継方式	洗ってある	清掃センターへ
どちらでも	汚れている	産業廃棄物なので処理業者へ出してください

フタとラベルは容器包装「プラ」に。ペットボトルとびん・缶は分けて。

食品残渣(厨房から出る生ごみや食べ残し)
医療系一般廃棄物やオムツ類

受け入れ制限対象物は全てくりりんセンターへ搬入する。
中継方式では受け入れない「受入制限対象物」です。
くりりんセンターへ
(自分でいけない場合は、収集運搬業者に依頼する)

家庭ごみ



ごみの出し方は、どう変わる？

ゴミステーションに出す

いまままでおり収集します
(ゴミステーションがない一部農村の人は、有料ごみ袋に入れて清掃センターへ)

自分で捨てに行く

くりりんセンターに持って行く
(自分でいけない場合は、収集運搬業者に依頼する)

来年度4月以降「町清掃センター」には持ち込めません！

ごみの分別はどう変わる？	平成31年4月1日からは
燃えるごみ 台所ごみ、紙類、布類、枝・草・葉っぱ など	燃えるごみ 台所ごみ、紙類、布類、枝・草・葉っぱ など
燃やさないごみ プラスチック製品(プラマークのないもの・汚れて資源にならないプラ容器)	燃やさないごみ プラスチック製品(プラマークのないもの・汚れて資源にならないプラ容器)
燃やさないごみ ゴム・皮類、ガラス・陶器、資源でないビン類	燃やさないごみ ゴム・皮類、ガラス・陶器、資源でないビン類
燃やさないごみ 金属類(鍋、やかん、びんのふたなど) スプレー缶	燃やさないごみ 金属類(鍋、やかん、びんのふたなど) スプレー缶
資源ごみ 容器包装「紙」「プラ」マークのあるもの、新聞、ダンボール、空きびん・缶など	資源ごみ 容器包装「紙」「プラ」マークのあるもの、新聞、ダンボール、空きびん、缶など
大型ごみ 今までもおり電話等で申込みを受け付け、個別収集します。	大型ごみ 今までもおり電話等で申込みを受け付け、個別収集します。

清水町ごみ処理の広域移行について

清水町では、最終処分場の受入容量（期限）が平成30年度末とされていたことから、平成31年4月以降のごみ処理について平成24年8月より役場内に検討委員会を設置し検討を進めてきました。

その結果、改築（建替）を含めて総合的に検討し、「可燃」「不燃（大型）」ごみについて平成31年4月より十勝圏複合事務組合に加入し、広域処理することとしました。なお、「資源」については町で継続処理します。

なお、このパンフレットは、町内全域における説明会において使用することを目的に、これまでの経緯や今後のごみ処理についてまとめています。

清水町役場
町民生活課
生活環境係

【目次】

- 1 ごみ処理の広域化を選択した経緯
- 2 ごみ処理の広域化とはどういうこと？
- 3 今なぜ広域化を進めるのか
- 4 広域化による経費比較
- 5 広域化による今後のごみ処理の概要
- 6 広域化に関するQ&A

1

ごみ処理の広域化を選択した経緯

●老朽化したごみ処理施設

・施設延命化のため多額の費用がかかっています

清水町のごみ処理は、昭和43年度に最初の塵芥処理場（焼却施設10ト/日）を東清水に建設してごみ処理を行ってきましたが、家庭や会社などから出されるごみは年々増え、施設の老朽化もあり、ごみの全部を処理することが困難な状況となり平成3年に約7億6千万円で現在の上羽帯地区（字羽帯83番地8）に焼却施設と破砕施設を建設、27年が経過しました。

この間、平成5年にはリサイクルセンターを建設、平成13年には工事費約5億9千万円をかけ、ダイオキシン対策施設を建設し今日に至っています。

しかし、施設は老朽化が進んでおり、修繕費用が平均して毎年約2千万円かかっている現状となっています。

・最終処分場の受入容量（期限）が平成30年度末と迫っています

焼却灰と不燃ごみについては最終処分場に埋立処理を行っていますが、受入容量が限界に達し、埋立が平成30年度で終了となるため、新たな埋立処分場の建設が必要となっていました。しかし、新たな建設費用には約5億円の費用がかかり、建設期間も計画から実施まで5～6年かかるとされていました。

●財政面、効率化から広域化（一部コンテナ中継方式）を選択

これら、施設の維持管理費の増加と新たな最終処分場建設の必要性から財政面とごみ処理の効率化の両面から単独処理を行うか、広域処理を行うかを平成24年8月より検討委員会を設置し、検討を進めてきました。

その結果、広域化により

- (1) 単独方式で建設するより施設の建設費、維持管理費等が削減でき、大幅なコスト削減が図れる。
- (2) 今後の10年、20年先を見通すと、今以上に行政サービスの多様化が進むことが予想され、これらに対応するためにも、広域移行により今後継続的に必要となる経費の大幅な削減につながり、将来世代の負担の軽減からも必要なものである。
- (3) 「資源」の処理については、引き続き町で行う必要があることから、既存施設を活用した一部「コンテナ中継方式」を採用するなど、可能な限り事業者への負担軽減策も採りながら進めることが可能である。

(4) 広域処理施設に搬入することにより「ごみ発電」により、エネルギー回収に寄与し地球温暖化防止に貢献できる。

これらを総合的に判断し、広域化（一部「コンテナ中継方式」）による処理としました。

今後のごみ処理に係る検討の経緯

(1) 検討の必要性（理由）

- ・平成31年3月で最終処分場が終了となる
- ・建替の場合、計画から建設まで5年ほど期間が必要

(2) これらの理由から、今後の町としての方向性を様々な角度から協議するため平成24年8月より検討委員会を設置し、下記の方式を検討してきました

(※各方式で行った場合の今後15年間の経費等を試算して比較しました)

検討内容①（独自処理）

5方式	概算費用	各方式の特徴
(1) 既存施設+埋立施設	億円 21.0	現在の施設を補修し、延命しながら継続して行う方式。埋立施設の新たな設置が必要となる。
(2) 焼却施設+リサイクル施設+埋立施設	29.6	現在の処理施設を更新し、継続して行う方式。現在よりコンパクトな施設整備が可能。
(3) 炭化施設+堆肥化施設 +リサイクル施設+埋立施設	31.2	可燃ごみを炭化し、生ごみは堆肥化しリサイクルする方式。炭化できないものは埋立となり埋立施設の規模が1.2倍必要となる。
(4) 固形燃料施設+堆肥化施設 +リサイクル施設+埋立施設	28.2	可燃ごみを固形燃料化し、生ごみは堆肥化する方式。固形燃料の再利用が課題となる。
(5) 堆肥化施設+リサイクル施設 +埋立施設	22.7	生ごみは堆肥化するが可燃ごみは全量埋立て、埋立施設が3~4倍の規模となる。



検討内容②（広域処理）

3方式	概算費用	各方式の特徴
(1) パッカー車積替方式	億円 16.29	直接搬入ごみを現在の施設でパッカー車に積替し、くりりんセンターに運ぶ方式。新たにパッカー車が必要になる。
(2) コンテナ車積替方式	16.25	直接搬入ごみを現在の施設にコンテナ車を置いて積替し、くりりんセンターに運ぶ方式。新たにアームロール車が必要になる。
(3) 専用車+積替設備 (コンペア施設)	18.4	直接搬入ごみを専用施設で圧縮処理してからパッカー車に積替し、くりりんセンターに運ぶ方式。新たに圧縮設備が必要で、大規模な改修が必要となる。

2

ごみ処理の広域化とはどういうこと？

ごみの焼却に伴い発生するダイオキシン類の対策や、エネルギーの有効活用、建設費、維持管理費のコスト縮減などを目的として複数の自治体が共同でごみ焼却施設と埋立施設を整備することです。

十勝環境複合事務組合（平成30年4月より十勝圏複合事務組合）では、平成8年9月より6市町村でくりりんセンター（以下、「くりりん」という。）を竣工、今日に至っています。



3

今なぜ広域化を進めるのでしょうか

●全国の広域処理の状況

国では、①燃やせるごみを衛生的かつ効率的に処理する、②循環型社会の形成、③地球温暖化防止に貢献する、などの理由により広域処理を進めています。

この結果、平成12年度にごみ焼却施設は全国で1,715施設でしたが、平成22年度には3割減の1,221施設となっています。なお、国は広域化により効率的な発電を行う施設に対し、交付金を増額しています。

●十勝地域でも広域処理が進められています

十勝地域においても、現在9市町村によりごみの広域処理が行われています。今後は平成31年度に池北三町行政事務組合（本別町、足寄町、陸別町）も広域処理を予定しています。

十勝圏複合事務組合ごみ処理の構成9市町村

帯広市・音更町・芽室町・中札内村・更別村・幕別町・池田町・豊頃町・浦幌町

4 広域化による経費比較【概算】

●広域処理により新たな負担金が必要となります

ごみの広域処理への加入に伴い、十勝圏複合事務組合に対する新たな加入時負担金と各年のごみ処理量に応じた分担金が発生します。加入時負担金は、既に共同処理を行っている自治体と同様にくりりんの施設整備費等を、新規加入自治体が施設の使用予定年数に応じて負担するもので、平成29年12月現在、清水町の場合は概算で約9千9百万円となっています。

●広域化後は、約2千万円の経費削減となります

広域化後の経費比較では、くりりんまでの収集時間と距離の増加による新たな収集車輛と既存施設（焼却・破碎設備）の解体・リサイクル施設への転用経費が見込まれますが、循環型社会形成推進交付金の活用や委託体制の見直し、施設維持管理費の削減等により年平均2千万円の減額を見込んでいます。

広域化による新たな経費試算（概算）

十勝圏複合事務組合	・加入時負担金・99,000千円 ・年間分担金・19,000千円
清掃センター経費	中継方式経費・16,000千円（コンテナ・搬送車購入）
収集委託経費	パッカー車輛増（1台）・12,000千円（直接搬入減による収集増）

広域化後の経費比較（概算）

（千円）

	H28年度	H31年度以降	比較	説明
収集委託費	41,000	53,000	12,000	車輛1台増
管理委託費	43,000	36,000	△7,000	委託体制見直し
施設維持管理	63,000	5,000	△58,000	維持費+修繕費
分担金等	-	27,000	27,000	※加入時負担金+※年間分担金 ※15年間の分割試算
起債償還	20,000	20,000	0	リサイクル施設の整備 中継方式の積替施設整備 積替車両購入
歳入	▲31,000	▲27,000	4,000	直接搬入費減+有料ごみ袋販売増
合計	136,000	114,000	△22,000	

※施設維持管理＝維持費42,000千円/年+修繕費21,000千円/年（過去10年間実績の平均）

（参考：H31年以降既存施設継続の場合、施設維持管理費63,000千円/年15年間で約1,000,000千円必要となります）

5

広域化による今後のごみ処理の概要

●家庭ごみは収集を基本とし、事業ごみは一部広域処理になります

(1) 家庭系ごみ

基本は収集方式とします。引越など一時的に出るごみについては直接くりりんへ搬入するか、一般廃棄物収集運搬許可業者（以下、「許可業者」という）に委託します。また、収集区域外地域（旭山等）は現清掃センター内に収集BOXを設置しステーションとする方式を採用します。

(2) 事業系ごみ

くりりんへの直接搬入または許可業者への委託処理より搬入できるごみは、燃やすごみと燃やさないごみの一部（従業員が個人で購入し飲食等で排出したもの等）となります。それ以外のごみは産業廃棄物で原則、受入れできません。

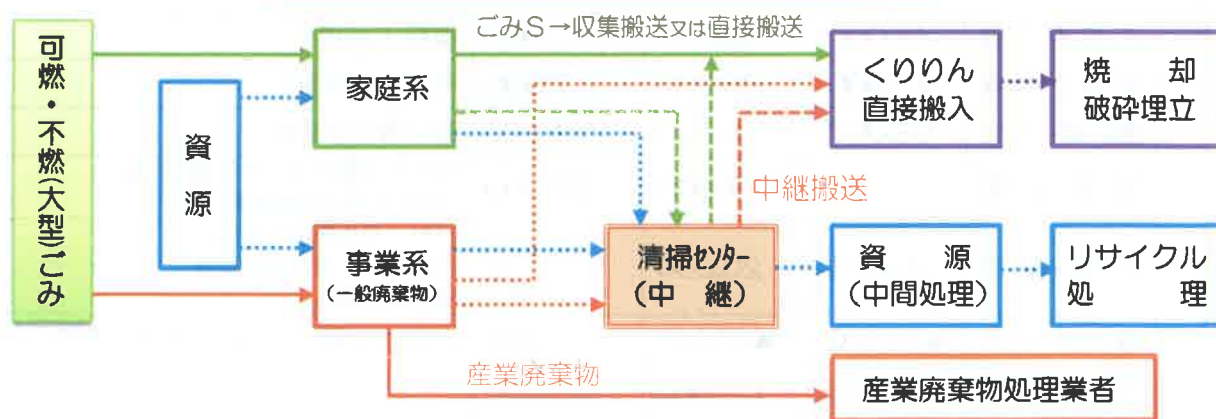
なお、この一部のごみについてはくりりんまでの搬入距離・時間増の負担軽減を図るため、既存施設を活用した「中継方式」（コンテナ方式）を採用します。

(3) 資源ごみについては引き続き町で継続処理します。

広域化後のごみの出し方

種別	説明
家庭系ごみ	①ごみステーションに出す ②一時的に出るごみは許可業者へ委託か③直接くりりんへ搬入※御影中央、旭山地区は有料袋で清掃センターへ直接搬入する
事業系ごみ	①産業廃棄物処理業者に委託 ②許可業者への委託 ③直接くりりんへ搬入 ④清掃センターで中継処理 ※詳細は「事業者の方へ」をご参照ください
※資源ごみ	(1) 家庭資源はごみステーションに出す (2) 事業系資源は、①直接清掃センターに搬入または②許可業者へ委託

広域化後のごみの流れ



→ 収集搬送(くりりん) → 収集区域外地域(清掃センター～収集運搬) → 直接(委託)搬送 - - - 中継搬送

6

広域化に関するQ&A



Q 家庭のごみの出し方は何か変わるのですか？

A 基本的に今までのごみの出し方とごみ袋の料金も変更ありません。
ただ、現清掃センターへの個人持込みはできませんのでご注意ください。
注※引越しや一時的に出るごみは、直接くりりんへ持ち込むか、許可業者への委託をお願いします。

注※許可業者への委託は事前に町に連絡が必要です。また、「分別」をきちんとし、速やかに搬入できるようにして下さい。



Q 私は旭山に住んでいますが、ごみの出し方は何か変わるのですか？

A 旭山地域と御影中央のみなさんは、今まで直接ごみを持ってきて計量して料金を負担していましたが、広域化後は「有料袋」での清掃センター持込みとなりますのでご注意ください。



Q ごみの分別方法は何か変わるのですか？

A ①「プラマーク」以外のプラは「可燃」ごみから「不燃」ごみとなります。
現在、町では「プラマーク」以外のプラは「可燃」ごみでしたが、広域移行後は「不燃」ごみの扱いになります。ご注意ください。

②「鉄類」は「不燃」ごみから「資源」となります。

現在、町では「鉄類」は「不燃」ごみでしたが、くりりん移行後は「鉄資源」（収集日は資源の日）の扱いになり、透明の袋に入れて出すと無料となります。ご注意ください。

※スプレー缶・必ず「穴を空けて」透明の袋に入れ、「鉄資源」として出して下さい。



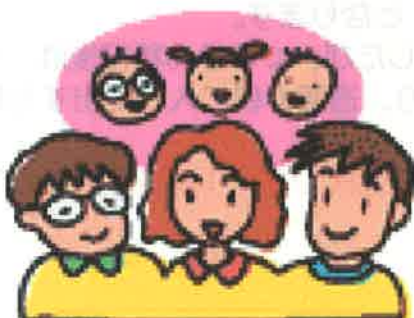
Q ペットが死んだ場合の出し方は変わりますか？

A ペットが亡くなった場合はくりりんでは受入できませんので、専門業者へ火葬を依頼して下さい。（有料となります）

【参考資料】

- くりりんセンターに家庭ごみを搬入する方へ

MEMO



ごみの広域化、ごみの出し方等につきまして
としては、今後も町民の皆様の声にお答えし
てまいりますので、ご質問等がありましたら、
下記までお寄せください。

清水町ごみ処理の広域移行について

- 発行日 平成30年3月 0320
- 発行 清水町役場町民生活課 生活環境係
089-0192
清水町南4条2丁目2番地
- 電話 0156-62-1151

事業者の方へ（ごみの出し方が変わります）

清水町では、ごみの今後の処理について検討した結果、「可燃」「不燃（大型）」ごみについて平成31年4月より十勝圏複合事務組合に加入し、広域処理することとしました。なお、「資源ごみ」については町で継続処理します。

この広域化に伴い、事業者の方のごみの出し方が大きく変わります。

このパンフレットは、町内全域における事業者の方への説明会において使用することを目的に、これまでの経緯や今後のごみの出し方についてまとめています。

清水町役場
町民生活課
生活環境係

【目次】

- 1 広域化による今後のごみ処理の概要
- 2 受け入れ手数料の設定（見直し）
- 3 事業者への負担を軽減を検討中です
- 4 後納払いとその他申請事項について
- 5 事業ごみに関するQ&A

1 広域化による今後のごみ処理の概要

(1) 事業者の方のごみの出し方

くりりんセンター（以下、「くりりん」という。）への直接搬入または一般廃棄物収集運搬許可業者（以下、「許可業者」という）への委託処理より搬入できるごみは、燃やすごみと燃やさないごみの一部（従業員が個人で購入し飲食等で排出したもの等）となります。それ以外のごみは産業廃棄物で原則、搬入できません。

これらのごみを出す場合は、①許可業者に委託または②直接くりりんへ搬入します。

(2) 一部中継方式（コンテナ方式）の採用

広域化への移行に伴う中小事業者（※1）の方への負担軽減を考慮し、一部を清掃センターで受け入れし、くりりんまで運搬する中継方式を採用します。

ただし、自己搬入車全量の積み替えは、ごみの一時保管場所や、くりりんまでの運搬コスト等を鑑み、受け入れを現在の35%程度とする必要があります。具体的には以下の方法によって進めます。

中継方式のごみの出し方

(1) 受入対象物を設定して、受け入れできないごみは①許可業者に委託または②直接くりりんへ搬入します。

(2) 清掃センターでの中継ごみの受入手数料は、積替経費分を事業ごみの受入比率割合で算出し、応分の負担をいただきます。

(3) 清掃センターの保管スペースや運搬等の制約で大量排出者（※2）のごみは受け入れできません。

※いずれも、きちんとした分別搬入が基本となります。

(3) 中継で受け入れできない対象物

衛生面から以下の「臭気の発生や腐敗性のごみ」「液体の廃棄物」を受け入れできない対象物（以下「受入制限対象物」という。）と定めることとします。

受入制限対象物の種類

受入制限対象物の種類	説明	対象となる事業者
ちゅうかいらい 厨芥類	事業活動により排出される厨芥類全般	食堂、コンビニ、スーパー、病院、福祉施設、学校給食等
医療系一般廃棄物、 オムツ類	事業活動により排出される医療系一般廃棄物や紙オムツ類	病院、福祉施設等

POINT

※1「中小事業者」、※2「大量排出者」とは？

現在、清掃センターへの「事業系ごみ」の搬入が「年間10t」以下の事業者を「中小事業者」、「年間10t」を越える事業者を「大量排出者」と想定しており、大量排出者の「事業系ごみ」は、受け入れない予定です。

詳細が決まりましたら、お知らせします。

2 受け入れ手数料の設定（見直し）

●事業系ごみの受入手数料について現在検討を進めています

- (1) 現在清掃センターの受入手数料は、家庭系ごみ 60 円/10kg、事業系ごみ 120 円/10kg となっていますが、くりりんの手数料が現在 170 円/10kg であることから、受入手数料をくりりんの手数料に合わせる等の改正を行います。
- (2) 事業系ごみを主体とした場合、くりりんの処理手数料 170 円/10kg を基準に、これに広域運搬に伴う積替経費（車輛等）と同運搬経費（委託費等）を含めた必要経費分（120 円程度を想定）を応分の負担経費として上乗せした額を現在検討中です。

3 事業者の方への負担軽減を検討中です

●事業系の資源ごみ手数料の負担軽減策を検討中です

広域移行に伴い、くりりんへの搬入手数料は 170 円/10kg、中継する場合はこれに中継経費分が加わることとなり手数料が大幅に増加することから、事業者への負担軽減策を検討します。

現在、事業系「資源ごみ」は事業活動に伴うことから 120 円/10kg としており、可燃・不燃ごみと同じ手数料のため、大部分が可燃・不燃ごみとして処理され、資源化の大きな妨げになっています。

今後の資源化率の向上、広域移行後の町の資源収入の増、そして事業者の負担の軽減を念頭に、事業系資源ごみの手数料見直し（無料化）を検討中です。

4 手数料の支払いとその他申請事項について

●手数料は現金払いが基本となります

清掃センターへ中継方式でごみを搬入する場合は、従来どおり後納払いが可能です。しかし、くりりんへ直接ごみを搬入する場合、基本的に現金払いのみとなります。

中継しないで後納払いを希望する場合は、許可業者への委託処理になりますので、許可業者へご相談下さい。

中小企業者等から排出される『あわせ産廃（飲食店で廃棄する食器類または食品製造・食品加工事業者から出る残渣、印刷業者から出る印刷物等）』は、くりりんへの「あわせ産業廃棄物届出書」が事前に必要となり、手数料が可燃物は 173 円/10kg、不燃物は 182 円/10kg となります。（別添）

後納払いと各種申請について

- 後納払いを希望・「許可業者に委託」が基本となります
個別事業者の後納はできません。（詳しくは許可業者にご相談ください）
※くりりんへの直接搬入は現金のみの取り扱いとなります
- 『あわせ産廃』事業者・「あわせ産業廃棄物届出書（別添）」が必要です
※手数料が可燃物 173 円/10kg、不燃物は 182 円/10kg となります

5 事業ごみに関する Q&A



Q 事業系のごみの出し方について簡単に教えてください

A くりりんへの直接搬入または許可業者への委託処理により搬入できるごみは、燃やすごみと燃やさないごみの一部（従業員が個人で購入し飲食等で排出したプラスチック容器やペットボトル等や木など）となり、それ以外のごみは（産業廃棄物）原則、受入れできません。

ごみの出し方は、次の通りです。

- ① 直接くりりんへ搬入する（手数料は 170 円 10/kg）
- ② 許可業者へ委託する（手数料は許可業者にご相談ください。）
- ③ 現清掃センターへ搬入し、中継処理する（手数料は検討中です。）

※いずれも「可燃」「不燃」の分別を徹底して下さい。

（資源ごみが混入している場合は受付されません）



Q 自分（の会社）は、中継方式でゴミが出せる「中小事業者」か、出せない「大量排出者」か、どちらになりますか？

A 2ページの「POINT」に記載しているとおり、現在、清掃センターへの「事業系ごみ」の搬入が「年間10t」以下の事業者を「中小事業者」、「年間10t」を超える事業者を「大量排出者」を基準とすることを検討しています。

今後、決定次第、現在清掃センターへ搬入している事業者等へ直接お知らせします。

現在、清掃センターの搬入がない事業者は、基本的に「中継方式」による搬入ができますが、31年度以降の搬入実績が「年間10t」を超えた場合は、「大量排出者」となります。



Q 飲食店ですが、生ごみは出せますか？

A 飲食店等から出る食品残渣である生ごみ等の厨芥類は、水分を十分きって出すようにして下さい。



Q 福祉施設ですが、紙オムツは出せますか？書類等も出せますか？

A オムツ類は汚物を十分取り除いて出すようにしてください。書類等もバインダーからはずすなどルールに従って出すようにしてください。



Q コンビニのごみは分けて出すのですか？

A コンビニ等利用者のごみはきれいに洗浄し、資源ごみとして出してください。汚れたままでは受け入れできませんのでご協力ください。



Q 資源ごみの出し方はどうなりますか？

A 基本的に次の2つのうちいずれかの方法で行います。

①許可業者へ委託する ②現清掃センターに直接搬入する

※「汚れている」「分別されていない」場合は資源ごみとしては受付できません



Q 「あわせ産業廃棄物」とは何のことですか？

A 廃棄物処理法では、

(事業者及び地方公共団体の処理)

第十一条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。

2 市町村は、単独に又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

3 都道府県は、産業廃棄物の適正な処理を確保するために都道府県が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる。

とされ、一般には、事業活動から出される一般廃棄物以外の法令で定められた 20 種の廃棄物が「産業廃棄物」になりますが、一部については、例外措置として市町村で処理が「できる」とされています。

くりりんでは中小事業者等から排出される「燃え殻・紙くず・木くず・繊維くず・動植物性残渣・ガラスくず及び陶磁器くず等」を「あわせ産業廃棄物」として受入しています。(あくまでも産業廃棄物であり、一般廃棄物に変化するわけではありません)

これらの産業廃棄物の処理については、くりりんへ事前に届出が必要となります。※詳しくは、くりりんにお問合せください。(電話 0155-37-3550)



Q 飲食店ですが、食器の入れ替え、割れた食器の出し方はどうなりますか？

A 飲食店で使用される食器(ガラスくず・陶磁器くず等)や酒屋のビンを出す場合は、あわせ産廃となり、事前にくりりんへ届出が必要です。また、手数料も 182 円/10kg となります。

※詳しくは、【事業者用】「くりりんセンターにごみを搬入する際の分別等」をご参照ください。



Q 建設業ですが、新築・改築に伴う量や絨毯等の出し方はどうなりますか？

A 建築業に伴う工作物の新築・改築・除去に伴って排出される廃棄物は産業廃棄物になりますので搬入できません。産業廃棄物処理業者での処理となります。



Q 事業ごみを家庭ごみといっしょに出してはダメですか？

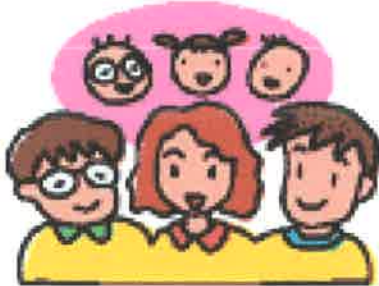
A 町で収集・運搬するのは「家庭ごみ」のみで、事業活動に伴って出るごみは、基本的に事業者自ら処理しなければなりません。ただし、現清掃センターで受け入れる中継方式の事業ごみについては中小事業者の負担軽減を図るため、くりりんへ運搬します。

事業者の方でも、家庭の一般ごみはステーションに出して構いませんが、家庭ごみに事業ごみを混入し、ステーションに出すことはできませんので、今後もそのようなことがないようにお願いいたします。

【参考資料】



- (1) **事業者用** くりりんセンターにごみを搬入する際の分別等
- (2) 「あわせ産業廃棄物届出書」



ごみの分別・出し方等につきましては、今後も事業者の方の声にお答えしてまいりますので、ご質問等がありましたら、下記までお寄せください。

事業者の方へ（ごみの出し方が変わります）

- 発行日 平成30年8月 0801
- 発行 清水町役場町民生活課 生活環境係
089-0192
清水町南4条2丁目2番地
- 電話 0156-62-1151

事業者用

くりりんセンターにごみを搬入する際の分別等

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第三条で、
『事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない』と定められています。

くりりんセンターに搬入できる廃棄物は、「一般廃棄物」と「あわせ産業廃棄物」です。

1. 一般廃棄物及び搬入可能な廃棄物

事業系一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものです。

くりりんセンターでの分別方法及び搬入制限

①燃やすごみ

種 類	搬入前の処理等	量 制 限
紙類 (書類・紙屑・蟻引き及び汚れたダンボール)	・ファイルの金属は事前に外す ・焼却しやすいようにする ・長さ1m以内(油がついたものは産業廃棄物です)	
生ごみ		1日1回 1,000kg以内
貝殻		1日1回 200kg以内
布類(衣類)	(油がついたものは産業廃棄物です)	
木(枝・木箱・木材)	長さ1m以内、太さ5cm以内にする 木箱は魚箱程度の大きさまで	1日1回 1,000kg以内
草		1日1回 1,000kg以内
布団		1日1回 20枚

②燃やさないごみ・大型ごみ

種 類	搬入前の処理等	量 制 限
プラスチック製弁当容器 ペットボトル 飲料水の缶 飲料水の瓶	(従業員が個人で購入し飲食等で排出したものに限り)軽く洗浄 アルミ缶・スチール缶に分別する	瓶 1日1回 300kg以内
木(細い枝は可燃にする) 木製大型ごみ	太さ5cm以上20cm以内・長さ2m以内	1日1回 1,000kg以内
畳(180cm×90cm×6cm)以内	(建設業に伴う工作物の新築・改築除去により排出される廃棄物は産業廃棄物です)	1日1回 20枚
じゅうたん カーペット 6畳以内	(すべり止めがついた物は産業廃棄物)	1日1回 20枚
蛍光灯(40W以下)	蛍光灯にビニール・ガラスがかぶって	1日1回 50本
蛍光灯(40Wを超える物)	いるものは取除く	1日1回 25本
水銀ランプ		1日1回 10個
乾電池(充電式)	(充電式電池及びボタン電池はリサイクル協力店へ)工事用電池は被覆部を取除く	1日1回 200kg

※量制限や蛍光灯等の受入れについては、くりりんセンターの処理状況により変更することがあります。

③その他 くりりんセンターに搬入できる廃プラスチック

- 病院等で入院患者が排出するもの
- 列車・観光バス等の乗客が排出するもの
- 公共美化のために設置したごみ箱から排出されるもの
- 一般廃棄物との複合品で分離できないもの

一般廃棄物処理料金

10kgごとに **170円**

2. くりりんセンターで受入れすることができる『あわせ産業廃棄物』（中小企業者等対象）

取扱分類	内容及び受入れ基準	例	主な業種
燃えがら	安定無害化したもので含水率80%以下のものに限る 搬入量制限 1日1回 200kg以内	公衆浴場等の燃え殻	全事業者
紙くず	パルプ、紙又は紙加工品の製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る）、出版業（印刷出版を行うものに限る）、製本業及び印刷物加工業に限る		新聞業 出版業 製本業 印刷加工業
木くず	木材又は木製品の製造業（家具の製造業を含む）、パルプ製造業及び輸入木材の卸売業に関わるものに限る 木製パレット及びリース業から排出される木製品 搬入量制限 1日1回 1,000kg以内	廃木材 おがくず 木製パレット 梱包材	木製品製造業 家具製造業 木製パレット等は 全事業者
繊維くず	繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く）に関わるもの限り、PCBが染み込んだものを除く	木綿くず 羊毛くず 麻くず	繊維工業 紡績業 織物業
動植物性残渣	食品製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不用品で前処理（10cm程度の大きさに）したもので 搬入量制限 1日1回 1,000kg以内		食品製造業 食品加工業
ガラスくず及び陶磁器くず	搬入量制限 1日1回 300kg以内	飲食店等の食器 酒屋の瓶 歯科技工所の石膏	全事業者

※ 処理を希望する事業者は、事前にあわせ産業廃棄物の届出が必要です。

※ 建設業に伴う工作物の新築・改築・除去に伴って排出されるものはくりりんセンターでは受入れできませんので、産業廃棄物処理業者での処理となります。

3. くりりんセンターで受入れできないもの

- ①動物の死体
- ②液体状のもの及び内容物が入ったもの
- ③特別管理一般廃棄物（病院等から排出される血液の付着したガーゼや包帯など）
- ④その他処理が困難なもの

4. 処理料金について

☆一般廃棄物	10kgごとに	170円
☆あわせ産業廃棄物		
・あわせ産廃不燃物	10kgごとに	182円
・あわせ産廃可燃物	10kgごとに	173円



5. 開館日 月曜日～土曜日 午前9時～午後5時まで

6. 休館日 日曜日・海の日・体育の日・12月31日午後～1月2日

7. お問い合わせ 十勝圏複合事務組合 くりりんセンター

TEL 0155-37-3550

平成 年 月 日

十勝環境複合事務組合
組合長 米沢 則寿 様

排出者住所
事業所名
代表者名
電話番号

印

あわせ産業廃棄物届出書

次のとおり十勝環境複合事務組合くりりんセンター条例第7条同規則第3条の規定により、あわせ産業廃棄物の届け出をいたします。

記

排出元の住所 施設の名称	※排出者と同じ場合は記入不要	
業 種		
搬入期間	<input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 ~ 平成 年3月31日まで <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日 1日限り	
産業廃棄物の種類 及び排出量	1. 燃え殻 2. 紙くず 3. 木くず 4. 繊維くず 5. 動植物性残渣 6. ガラス及び陶磁器くず 月平均排出量 t 1日最大排出量 t	
処理の方法	焼却処理 破砕処理 その他 ()	
産業廃棄物収集 運搬許可業者	業者名 許可番号 (産業廃棄物収集運搬許可業者に依頼している場合のみ記入)	
搬入車両番号		
処理・処分する 施設の住所 施設の名称 処理能力	中間処理 帯広市西24条北4丁目1番地5 十勝環境複合事務組合 くりりんセンター 焼却施設 330t/日 破砕施設 110 t/日 (5時間) 最終処分 中川郡池田町字美加登279番10 十勝環境複合事務組合 うめーるセンター美加登 埋立容量 311,200 m ³	
料 金	あわせ産廃不燃物 10kgごとに 182円 あわせ産廃可燃物 10kgごとに 173円	くりりんセンター受付印
※特記事項	※は記入しないこと	

平成31年度使用料等見直し検討シート

使用料等名	一般廃棄物処理手数料(事業系)	所管課・係	町民生活課生活環境係
1. 平成31年度使用料等見直し (所管課の考えについて、該当区分に○を記入)		改正	新設
		○	
2. 現行料金について (料金) 120円/10kg (平成29年度収入金額) 10,114,380円			
3. 料金改正・新設案について (施設・事業の運営収支) (歳入) (単位:千円)			
項目	金額	内訳明細	
一般廃棄物処理手数料(袋販売分)	21,129	内訳 別紙資料1	
一般廃棄物処理手数料(直接搬入分)	10,114	120円/10kg(くりりんセンター単価)×84.3トン(別紙資料2)	
雑入(有資源売却料)	7,234	内訳 別紙資料3	
計	38,477		
(歳出) (単位:千円)			
項目	金額	内訳明細	
清掃費	46,533	内訳 別紙資料4(し尿処理事業分を除く)	
清掃センター費	79,554	内訳 別紙資料4	
計	126,087		
(施設・事業の利用状況)			
① 家庭ごみの計画収集			
② 事業系ごみの搬入受入			
③ ①、②の焼却及び残渣の埋立て管理、大型ゴミの受入、破碎、焼却、埋立て			
④ 有資源の受入、管理、梱包、搬出			
(改正・新設案の考え方、料金内容)			
○考え方			
清掃センターについては、平成31年度以降は「資源リサイクル施設」として活用し、計画収集ごみ(家庭ごみ)及び直接搬入ごみ(家庭ごみ・事業系ごみ)については、十勝圏複合事務組合(くりりんセンター)で処分する。			
なお、一部の事業系ごみ(中小事業者等)については、清掃センターで「中継方式」により、一旦清掃センターで受入を行い、くりりんセンターへ搬出する。			
「中継方式」で受け入れるゴミの量を168tと想定し、必要経費(下記)で割ると、10kgあたりの必要経費は510円(端数切捨て)となり、現行の経費負担率1/4で計算すると、120円/10kg(端数切捨て)となる。			
くりりんセンターの受入単価170円/10kgを基準に必要経費を上乗せすることで検討を行ったところであるが、同一単価又はそれに近い単価に設定した場合、ゴミを持ち込む事業者が多くなる可能性があり、「中継方式」による搬出量については、運送手段や保管手段を考えると現行のゴミ受入量の35%程度に抑える必要があるため、上記120円に170円を加えた290円が妥当と考える。(別紙資料5参照)			
事業系ごみ運搬経費	8,700,000	組合負担金 440千円(15年) 積替え施設改修 541千円(12年償還) 積替え車両 390千円(12年償却) 運搬業務委託料 7,329千円	
○料金内容 290円/10kg			
【参考】31年度歳入予算			
項目	金額	内訳明細	
一般廃棄物処理手数料	4,872,000	290円/10kg×168トン	
計	4,872,000		
4. 管内状況・法令等参照事項について 「中継方式」の採用は、管内では初の試みである。			

審議項目	一般廃棄物処理手数料（事業系）の改定	所管課	町民生活課
------	--------------------	-----	-------

現行料金	改正料金案	改正の考え方
<p><現行の手数料></p> <p>120円/10キログラム当たり</p> <p>*清水町廃棄物の処理及び清掃に関する条例第15条第2項</p> <p>*事業系一般廃棄物の直接搬入時に、計量後、徴収する。</p>	<p><改正後の手数料></p> <p>①290円/10キログラム当たり *中継方式を利用する中小事業者等が対象</p> <p>②事業者が直接搬入する適正に分別された資源ごみ（対象外品目：空きビン・識別マーク付きプラスチック）については、上記①の手数料を「無料」とする。</p>	<p>1 改正料金案①について</p> <p>くりりんセンターの受入単価170円/10キログラムに、中継方式による受け入れ及び移送に係る経費相当の負担額を加算する内容で、290円/10キログラムを設定した。</p> <p>【中継方式に係る算定】</p> <p>ア 中継方式で受け入れるゴミの量を168トン（H28実績値）とする。</p> <p>イ 中継方式に係る必要経費（別紙資料）8,700,000円とする。</p> <p>ウ くりりんセンターの受入単価170円/10キログラム</p> <p>エ 現行手数料の経費負担率1/4</p> <p>オ 算定式（端数切捨て）</p> <p>$8,700,000 \text{円} \div (168 \text{トン} \times 1,000 \text{キログラム}) \times 10 \text{キログラム} = 517.85 \text{円} \approx 510 \text{円}$</p> <p>$510 \text{円} \times 1/4 = 127.5 \text{円} \approx 120 \text{円/10キログラム}$</p> <p>中継方式120円+くりりん受入単価170円 =290円/10キログラム</p>

2 改正料金案②について

広域化に伴い、くりりんセンターで受け入れを行わない資源ごみについて、事業者が資源化に向けたごみの適正な分別を行ったものについては、事業系資源の手数料を家庭系廃棄物の資源ごみと同じ無料とする。

現行では、事業系廃棄物はごみの種類を問わず 120 円/10 キログラム。

家庭系資源ごみは無料で収集し、資源化の選別、梱包を行い事業者の有資源売却している。事業系資源ごみは広域化後、清掃センターで受け入れ後、家庭系資源ごみと同様の処理対応となる。

昨年度までの検討経過

十勝圏複合事務組合では、現在、1市6町2村(帯広市、音更町、芽室町、幕別町、池田町、豊頃町、浦幌町、中札内村、更別村)から発生するごみをくりりんセンター(焼却処理施設、大型・不燃ごみ処理施設)で処理を行っています。

建設後20年以上が経過し、老朽化が進んだことから、当組合では、再度延命化して継続使用するか、または、新たに施設を整備するかについて検討を重ねてきました。その結果、平成38年度以降については、新施設を整備し、ごみ処理を実施していくことが望ましいという結論に達しました。

施設整備の基本的な方向性を定めるため、平成29年度に新中間処理施設整備検討会議を設置し、今年度からは、新中間処理施設整備基本構想の策定に取り組みます。

ごみ処理施設位置図



うめ〜るセンター美加登(一般廃棄物最終処分場)



供用開始
平成23年4月1日
埋立容量
31,200㎡
計画期間
15年間

くりりんセンター(一般廃棄物中間処理施設)



供用開始
平成8年10月1日
焼却処理施設
330t/日(110t/24h × 3炉)
大型・不燃ごみ処理施設
110t/5h

これまでの検討経過

検討の視点

- 施設整備の方向性か?
- 処理の方法は?
- 事業の方式は?
- どこに建設するのか?



平成29年度は、構成市町村及び十勝総合振興局で構成する検討会議を6回開催しました。主な検討結果は、以下のとおりです。

1. 施設整備の方向性は?

新施設整備の方向性について、様々な視点から当組合と19市町村が共通認識に立って検討を進めています。

環境への配慮

安全かつ安定した稼働

資源循環と省エネ・創エネへの対応

災害に強い処理システムの確保

整備から運転・維持管理までの経済性

5つの視点のバランスを重視して検討しています。

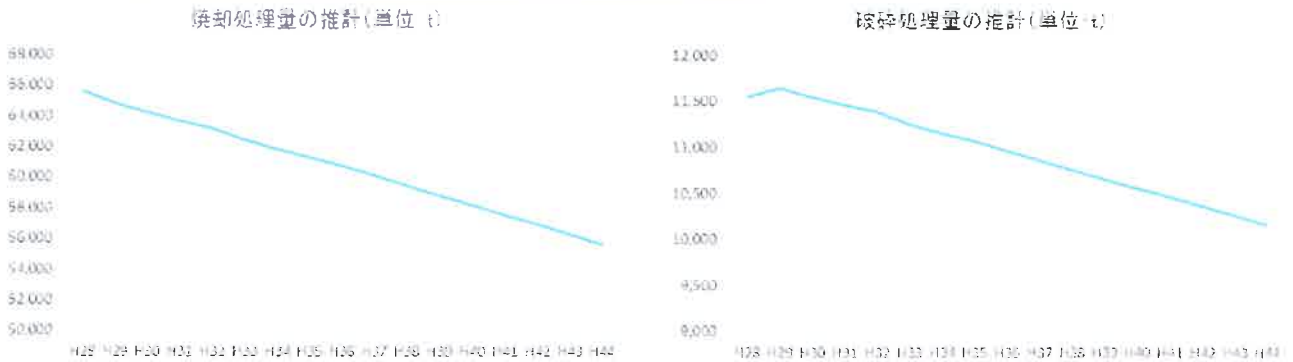


国の整備方針である廃棄物処理の広域化や民間活力の活用などにも留意しつつ、十勝の自然環境、産業などの地域的な要素にも配慮した施設づくりを進めます。

2. 処理の方法は？

施設の大きさ(規模)は、人口減少に伴ってごみが減っていくことから、現在よりも小規模の施設になることが想定されます。

平成28年度一般廃棄物中間処理施設整備検討業務報告書より



◆想定される処理の規模

※9市町村に加え、清水町を含めた試算結果です。

施設	現在の施設	想定施設(H29.2試算時)
焼却処理施設	330t/日(110t × 3炉)	230t/日(115t × 2炉)
大型・不燃ごみ処理施設	110t/5h	40t/5h



平成30年度末を目途に共同処理の構成市町村を集約し、施設の規模を固めます。

◆処理方式について

処理方式は、ごみ処理システム全体に及ぼす影響が大きいことから、衛生処理の安定継続、二酸化炭素の排出抑制など多様な観点から総合的に判断する必要があります。

ごみ処理のあり方を検討した項目

分別等の住民負担や収集運搬の自治体負担

循環型社会の形成(生ごみや廃プラスチックの資源化)

最終処分量の削減

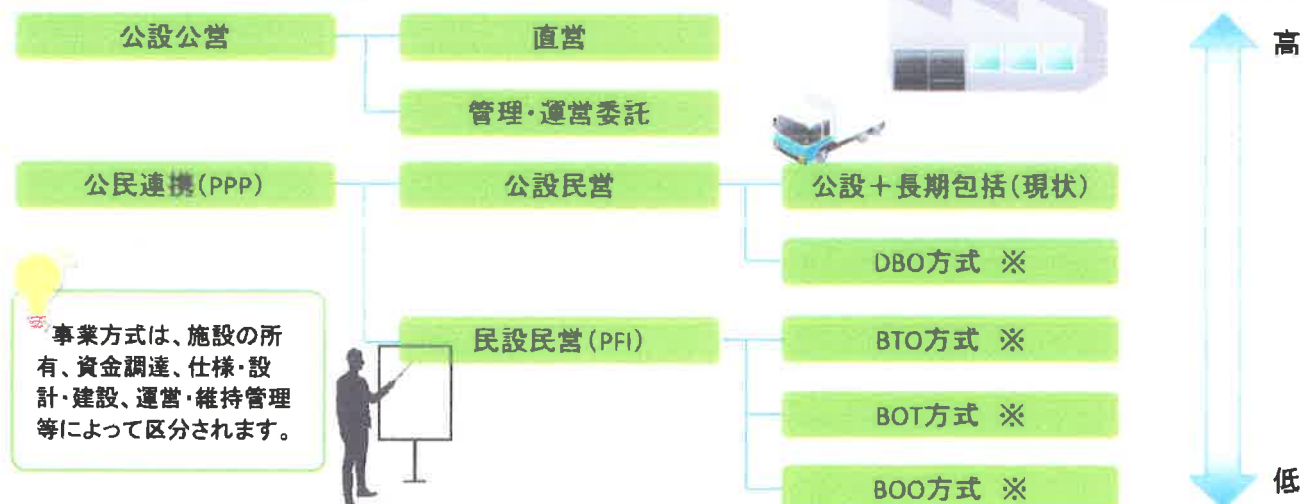
二酸化炭素の排出抑制

自治体の財政負担

3. 事業の方式は？

国は、民間の資金や経営能力などを活用するよう方針を掲げています。かつては「公設公営方式」が主流でしたが、新施設においては「公民連携方式」の検討が必要です。

◆事業方式の種類



DBO方式	民間(設計・建設、運転・維持管理) 行政(仕様、資金調達、モニタリング)
BTO方式	民間(仕様、設計・建設、運転・維持管理、資金調達) 行政(資金調達、モニタリング) 金融(モニタリング)
BOT方式	民間(仕様、設計・建設、運転・維持管理、資金調達) 行政(モニタリング) 金融(モニタリング) ※事業終了後、行政に施設所有権移管
BOO方式	民間(仕様、設計・建設、運転・維持管理、資金調達) 行政(モニタリング) 金融(モニタリング) ※事業終了後も民間が施設所有権維持

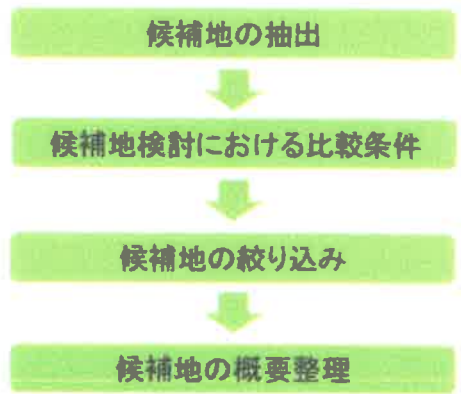
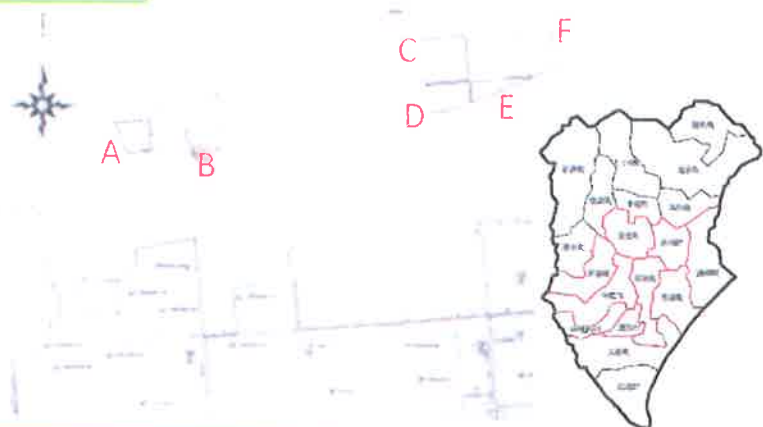
他自治体の事例や交付金、起債の活用を勧奨し、
DBO方式とBTO方式に重点を置いて検討を進めていきます。



4. どこに建設するのか？

面積、周辺環境、地形などを加味して候補地の選定を進めています。

◆候補地



	面積	所有状況	現状	その他
A地区	2.5ha	組合敷地	パークゴルフ場	
B地区	1.9ha	組合敷地	中島処理場	
C地区	6.2ha	民有地	畑	農業振興地域
D地区	3.7ha	民有地	畑	農業振興地域
E地区	2.4ha	民有地	畑・不整形地	農業振興地域
F地区	7.9ha	民有地	畑	農業振興地域

検討のポイント
 施設の規模、法律的制約、候補地の現況等を踏まえて検討し、2地区に絞り込みました。

▶ 昨年度の検討会議において、C地区とF地区に絞り込みました。



5. 新施設稼働までの流れ

